



栃交企第333号  
平成23年5月17日

社団法人日本てんかん協会  
栃木県支部代表 内田安紀様

栃木県警察本部  
交通部長 白井孝雄



### 運転免許行政の適正な運用のための協力依頼について

新緑の候、貴支部におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、4月18日、鹿沼市縦山町地内において、集団登校中の小学生の列にクレーン車が突進し、児童6人が死亡する痛ましい交通事故が発生しました。栃木県警察では、今回の交通事故の発生について、重く受け止めており、今後、このような事故が二度と起きないように再発防止対策に取り組んでいるところであります。

つきましては、一定の病気にかかっている方の運転免許の取得又は更新などについては、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、その方及びその家族に対して次の事項を周知することについて、貴支部の御協力をいただきたいと存じます。

- 1 運転免許の取得時又は更新時に、警察に自己の病状を正確に申告すること。  
運転免許の取得又は更新において警察に提出する申請書には、病気の症状の申告欄があります。当該申告欄に、自己の病状を正確に申告するよう助言や指導をお願いします。
- 2 運転免許を取得する前に、必要に応じて、警察に相談すること。  
栃木県運転免許センター又は各警察署には、運転適性相談窓口が設置されており一定の病気にかかっている方の相談を受け付けています。運転免許の取得を検討されている方には、警察に相談窓口が開設され、相談に応じていることを周知してください。
- 3 医師の処方箋に従った適時・適切な投薬による自己管理に努めること。  
医師から処方箋を受けている方については、医師の処方箋に従った適時・適切な服用等により、自己管理に努めるよう助言や指導をお願いします。
- 4 自動車等の運転に支障がある場合、自動車等の運転を控えること。  
処方されている薬を飲み忘れたときや睡眠不足等により体調が悪いとき等は、自動車等の運転を控えるよう助言や指導をお願いします。
- 5 運転免許を保有しているが自動車等の運転に支障がある状態が続く場合は、警察に相談すること。  
運転免許を保有している方で、自動車等の運転に支障がある状態が長期間続いたり、頻繁にある場合、運転免許の保有について警察の運転適性相談窓口まで速やか



に相談していただくよう助言や指導をお願いします。

- 6 自動車等の運転に不安がある場合は、主治医に相談すること。

自動車等の運転に不安がある場合は、速やかに主治医まで相談するよう助言や指導をお願いします。

- 7 警察の各運転適性相談窓口では、御家族からの相談も受け付けていること。

運転免許の適正な運用には、そのご家族の協力が何よりも不可欠であります。不安な点などがある場合は、本人に代わって、御家族が運転適性相談窓口まで御相談されますよう助言や指導をお願いします。

- 8 各種会合及び広報誌等を利用した周知を図ること。

上記1～7の事項については、貴支部主催の会合等の開催時や貴支部作成の広報誌(紙)に掲載するなどしていただき、周知を図ってください。

県警察といたしましては、今後とも運転免許制度の適切な運用に努めてまいる所存でありますので、何卒御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、警察庁からも社団法人日本てんかん協会、一般社団法人日本てんかん学会に対してそれぞれ協力要請がなされております。

末筆ながら、貴支部のますますの御発展を祈念申し上げます。